政府間機関に関する情報　ＡＰ

アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）

附属書　Ｂ２　ＡＰ

一　般　情　報

政府間機関の名称	African Regional Intellectual Property Organization（ＡＲＩＰＯ)(アフリカ広域知的財産機関)
所在地	11 Natal Road, Belgravia, Harare, Zimbabwe
郵便のあて名	P.O. Box 4228, Harare, Zimbabwe
電話番号 電子メール オンラインサービス インターネット ファクシミリ装置	(263-242) 79 40 54, 79 40 65, 79 40 68 mail@aripo.org registry@aripo.org（書類提出専用） http://eservice.aripo.org http://www.aripo.org/ (263-242) 79 40 73, 79 40 72
政府間機関はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4)	電子メール及びファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	委任状及び優先権書類を除くすべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から60日以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1)	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2))	用意なし
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁[2]	ボツワナ，カーボベルデ，ガーナ，ガンビア，ケニア，リベリア，レソト，マラウイ，モザンビーク，ナミビア，ルワンダ，セーシェル，スーダン，シエラレオネ，サントメ・プリンシペ，エスワティニ，タンザニア連合共和国，ウガンダ，ザンビア，ジンバブエ

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　出願人は国民若しくは居住者である国（ガンビア，モザンビーク，シエラレオネ，エスワティニ，タンザニア連合共和国，ウガンダを除く）の国内官庁，又はＷＩＰＯ国際事務局に出願を行うよう選択することもできる。

ＡＰ	アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）（続き）	ＡＰ
右の各国についてのＡＲＩＰＯ特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁[3]	ボツワナ，カーボベルデ，ガーナ，ガンビア，ケニア，リベリア，レソト，マラウイ，モザンビーク，ナミビア，ルワンダ，セーシェル，スーダン，シエラレオネ，サントメ・プリンシペ，エスワティニ，タンザニア連合共和国，ウガンダ，ザンビア，ジンバブエ	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	ＡＲＩＰＯ特許，ＡＲＩＰＯ実用新案（実用新案は，特許に代えて又は特許に追加して求めることができる）	
政府間機関が認める手数料の支払方法	政府間機関に問合せされたい	
国際型調査に関するＡＲＩＰＯの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	ＰＣＴ及びハラレ議定書両方の各締約国の国内法に基づき与えられる仮保護については附属書Ｂ１参照	
ＡＲＩＰＯが指定（又は選択）官庁である場合の有益な情報		
ＡＲＩＰＯが指定（又は選択）官庁である場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知の日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	

3　国内段階（アフリカ広域知的財産機関）を参照されたい。